

## 第6回 高知県森林整備公社経営検討委員会

開催日時 平成22年7月30日(金) 16時00分～17時30分  
開催場所 県庁本庁舎2階 第二応接室  
参加者 (委員)  
根小田渡委員(委員長)、橋本誠委員、中越利茂委員、金子努委員、  
高村禎二委員、武田裕忠委員、森永洋司委員  
(高知県)  
臼井林業振興・環境部長、大原林業振興・環境副部長、  
大野森づくり推進課長、久武企画監(分収林改革担当)  
田所行政管理課長、笹岡福利厚生課課長補佐  
欠席 戸田文友委員  
司会 森づくり推進課 山中

---

(事務局)

ただいまから第6回高知県森林整備公社経営検討委員会を開会したいと思います。

事務局を担当しております、森づくり推進課の山中でございます。

委員の皆さまにはお忙しいところ、ご出席いただき誠にありがとうございます。

最初にお手元の資料のご確認をお願いいたします。本日の会議次第、資料は1から4まで、ございますでしょうか。まず、資料1は「平成21年度高知県森林整備公社一般会計の主伐にかかる決算概要」、1枚ペーパーです。それから資料2番、ペーパーの資料2です。それから「報告書(素案)」、資料3でございます。資料4の「報告書(案)に対する委員意見について」です。

ございますでしょうか。

本日の日程はお手元の会議次第の通りです。それでは、ここからの進行を根小田委員長をお願いいたします。

根小田委員長よろしく願いいたします。

(根小田委員長)

はい。委員の皆さま、お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。

本日の議題は「改革プランの骨子の検討」でありますので、審議へのご協力のほど、よろしく願いいたします。

森永委員がちよっと遅れて来られるようですが、少し基本方針のところに入る前にいろんな問題がありますので、先にそちらの方から進めていきたいと思っております。

前回の委員会で事務局の方に、21年度に行いました主伐事業地に関する資料を出して欲

しいと言っておりましたので、配られております資料に基づいて事務局の説明を受けたいと思います。よろしくお願いいたします。

(事務局)

それでは、久武でございますが、説明をさせていただきます。

資料1でございますが、前回主伐をした所の実績をペーパーでということでございますので説明をさせていただきます。

1番の「一般会計収支決算」については、前回もご説明させていただきましたように決算処理の関係でございますので、少し数字を省かせていただきます。

2番目の「公社初の主伐事業の収支実績」というところを見ていただきたいと思います。前回お話をさせていただいたように、21年度に初めて公社としまして主伐を実施しました。

事業地としては、四万十町の瀧谷という所でございます。面積としては、18.54ha、スギが3.7ha、ヒノキが8ha、マツが6.84ha。ヒノキが多い所でございます。

分取割合につきましては、公社の一般的な割合でございます。公社が60%、所有者が40%という契約を結んでおります。

その次の収支実績でございますが、20年度末までの公社の投資額、約2,223万6千円でございます。それから20年度までに事業費の補助金が約444万3千円、20年度末までの公社の負担額、先ほど言いましたように公社の投資額から受け取りました補助金を差し引いた金額が、約1,779万3千円でございます。これがいわゆる資産に計上をされている数字でございます。

その次に、21年度の事業収支、立木売上ということで、前回お話をさせていただいたように、立木で山を売りましたので1,100万円で処分できましたということでございます。

処分をするための経費としまして、69万7千円かかっております。

そういうことで分取前収益、いわゆる全体の利益ですが、1,030万3千円です。4番から5番を引いた、いわゆる販売の価格から諸経費を引いた額が利益、配分前の収入ということでございます。

これに対して、公社の持ち分は、先ほど申しましたように6割でございますので、先ほど言いました配分前収益、1,030万3千円の約60%ということで、618万1千円余りを公社として配分を受けております。

清算としましては、先ほど言いましたように、7番配分金から3番のいわゆる簿価でございますが、引くと1,779万3千円ございましたのですが、公社に入ってきたのが618万1千円でございますので、結局は簿価の方が大きくて収入が得られませんでしたので、▲1,161万2千円ということで、この主伐の清算ができております。

前回お話をさせていただいたように、精算処理でございますが、最終的には造林起業資産、これがいわゆるB/Sの固定資産ですが、先ほど言いましたように1,779万3千円が減額さ

れますので、その分がマイナスと、基本的には正味財産が約 3,000 万円ございましたが、結果的には 3,000 万円から引くことの 1,161 万 2 千円になりましたので、最終的には一般正味財産が 1,838 万 8 千円に棄損をしたということでございます。

簡単な資料でございますが、先ほど言いましたように少し販売価額の経費等を記載した資料を提示して説明させていただきました。

以上です。よろしく申し上げます。

(根小田委員長)

はい、ありがとうございます。

事務局の方から説明いただきましたが、ご質問等、ございましたら。

前日も聞いて繰り返しで申しわけないですけど、これはランクでいくところは？

(事務局)

Cランクです。

(根小田委員長)

Cランク。

それから、最初のところの公社の投資額、事業補助金額とありますね、この投資額とは具体的には造林の経費ですか。

(事務局)

そうですね。新植とかいわゆる森林経営費といいますが、木を植える時とか保育をしますし、間伐したときに保険をかけますので、そういう経費とかもろもろの諸経費が約 743 万 8 千円くらいかかっております。

それから、管理費ですが、一般管理費につきましては約 812 万 5 千円。

(根小田委員長)

一般管理費？

(事務局)

はい、いわゆる人件費とかの管理費ですね。公社を運営するために当然経費は要りますので、それを面積按分とかいう形で按分してますので、そういう個々の林齢に対して経費がかかったのを計算したのが約 800 万円強でございます。

それから、当然借入を起しておりますので、それに対する利息等々も発生をしますので、そういう経費が約 660 万円余りかかってまして、合計で先ほど言いました 2,223 万 6 千円でございます。

この事例で言いますと、先ほど言いましたように2,200万円くらいの全体の経費がかかっていますが、いわゆる森林に対しての事業費は約740万円で約30%、1/3くらいかかっております。

一般管理費が約800万円かかっておりますので、これが35%強かかっています。

それから支払利息、金利ですが、借入に対する金利が670万円弱かかっておりますので、これが2,200万円の約3割くらいかかっていますので、大体直接経費、いわゆる事業費と管理費と支払い利息が、大雑把にいうと1/3ずつくらいの按分という構成割合になっているということです。

(根小田委員長)

管理費は、面積で割ったものですか。

(事務局)

はい、全体では1万5千ha計上してありますので。

(根小田委員長)

利子等？

(事務局)

利子はこの団地に対して何年度に借りたということで、特定できますので、それについては、それに対する金利を立てています。

管理費については特定ができないので按分をしています。

これが全体かどうか分かりませんが、先ほど言いましたように事業費と管理費と利息でいうと大体1/3ずつくらいの費用・経費の構成になっております。

(根小田委員長)

いかがですか。ご質問は。

(高村委員)

経費の総額とか按分は分かったんですが、大体近年は1年当たりどれくらい投資額というのは増えていたんでしょう。ここに関して。

(事務局)

投資額ですか。

(高村委員)

はい。要するに人件費と金利だと思うんですけど。

(事務局)

そうですね。

基本的には、事業については主伐を迎える時について、ほとんど手を入れていませんので、ほとんど経費がかかっていないということで。

この事業地に対してなんぼというのは、今資料を持ってはいませんが、支払いと、先ほど言ったように簿価では1,700万円くらい計上してますので、その時の公庫の残高が約200万円弱、190万円くらいでございますので、これの公庫の金利が公社全体で約2.4～2.5%かかっていますので、残高が200万円弱とすればそんなに大したことではない、200万円のうちの2%強でございます。

管理費については、全体の中で面積按分していますので、先ほど言いましたように約20ha弱でございますので、全体の1万5千haからいうとごく少数だということです。

(根小田委員長)

いかがですか。他に。

(中越委員)

これは何年生を伐採したのですか。

(事務局)

50年契約なので。

(中越委員)

50年。

(事務局)

まだ管理下の時点なので、48年から50年弱です。

(根小田委員長)

大体このくらいの年数が経っている部分を今後どんどんやっていくんですか。

(事務局)

そうですね。契約が切れる時期になれば、大体1年前にそういう主伐、つまり売るといふことです。大体契約の1～2年前にはこういう処理ということです。

今年度もそういう予定地がございますので、同じような状態になると、今の木材価格に

するとかなり厳しい状態になると。

(根小田委員長)

同じような形になるとすれば、正味財産はすぐになくなって赤になっていくと。

(事務局)

そうですね。まだ売ってませんのであれですが、先ほども言いましたように3,000万円あったものが1,800万円くらいしかないので、今回と同じような形にすると正味財産がなくなってしまうということも可能性としては危惧されています。

今のところは、昭和36年に高知県の公社はできていますので、50年生とか結構若い木とか、80年も延ばすと別なんです。当初契約通りいくと、やはり厳しい状態になったということが想定をされます。

(根小田委員長)

この50年近いものがたくさんあるんですか。この公社の分収林契約が。

今後5年間で約600haがそういう対象になります。

(高村委員)

それは、ランクは分かりませんか。

(事務局)

ランクは、基本的には期間が短い、前回は説明させていただいたように期間が伸びますと木の成長が良くなりますので、ランク的には高いランクになるんですけど、基本的には50年生になるとランクはC以下とか、結構ランクは厳しい。

(根小田委員長)

50年くらいやってC以下。

(事務局)

価格によるのですけれど、延ばすと材積が大きくなりますので、基本的には早く伐れば伐るほど厳しいというのは一般的です。

(高村委員)

ということは、この収支計算からいくと大体同じような収支に？

(事務局)

山は違うんですけど、もし今の価格で50年生とかいうことになると、かなり厳しいことが想定されます。

(根小田委員長)

ここは、マツが多いですね。

(事務局)

そうですね。

(臼井林業振興・環境部長)

そういう意味でいけば、マツはほとんどがパルプチップのほかに売れていませんので、それが8haありますので、厳しいですけど、それよりはもう少し上にはいくと思います。

(根小田委員長)

ほかはよろしいですか、昨年度の主伐の実績について説明がありました。

特にならなければ、次の今日の議事に入りたいと思いますが、前回問題の認識といますか、現状認識について森永委員、橋本委員、お二人に素案を作ってください、説明いただきましたが、それについて多少修正意見等、ご意見がありましたので、事務局の方でその意見を受けてまとめたものがありますので、説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

まず、ひとつは説明をさせていただく前にお詫びというか、ご説明をさせていただきたいのですが、前回委員の皆さんの方から長期収支の数字が出せないかなというようなお話をいただいて、事務的に少し作業をしたんですが、少し数字のことでございますので、精査に手間取ってまして、大変申し訳ないんですけど今回長期収支に関する資料については提出できないことで、次回には必ず出させていただきますので、それについてお詫びとご了解をいただきたいと思います。

それでは、先ほど委員長の方から指示がございましたので、前回の委員のご意見に沿った修正についてご案内をさせていただきます。

今回の報告書につきましては、元々、橋本委員と森永委員さんに、起草をしていただきました。意見については県の方で取りまとめをさせていただいて、先ほどの橋本先生と森永先生とご相談をさせていただいて、両先生の了解をいただいた上で、県の方で修正をさせていただいたということをご説明させていただきたいと思います。

それでは、資料3が前回の素案でございまして、資料の4、A3の資料がございまして、これが前回の後で事務局の方から各委員さんに、ご意見を文書でいただきたいということ

でお願いをしていたことの取りまとめでございます。

それで、委員の名前を付けさせていただいて、本当であれば各委員さんのこういう趣旨であるかというのを確認をしなければならいんですけど、そこは省かせていただいていますので、少し趣旨が違ってる格好になるのはご了解をいただきたいところでございます。

順番に言いますと、委員長の方からは、前回の意見の中でいただいたのは、最終が2078年ということでございますので、長期収支については、予測が不可能なほど長期なものについて長期収支の見通しを出す意味があるかどうかというご意見をいただいたところでございます。

高村委員さんの方には、主伐後の造林対策について議論すべきではないかなというようなご意見をいただいております。

それから、武田委員の方からは、少し書いてございますが、ちょっと説明をさせていただきますが、報告書についての問題点というか最終的に窮境のところがございますので、並列的に書いているのではないかな、少し強弱をつけた分析をとるか、並列じゃなくて強弱をつけた方がいいのではないかなというご意見をいただきましたので、そこについては少し修正を加えさせていただきます。

戸田委員さんの方からも、国の政策の基、公社は個人では造成できないところをやってきた。経営が厳しいのは仕方ないのではないかなというご意見をいただきました。それから、材価が下がったことが一番の原因ではないでしょうかということでございます。それから、例えばということでしたが、C、D、Eランクの森林、クヌギ、マツ等の採算の見込みのない森林は土地所有者と協議し、放棄（切り離し）するとか考える必要があるのではというご意見をいただきました。それから高村委員と同じように主伐後の造林対策も議論をしていくべきではないかなというようなことであつたと思います。

それから、中越委員の方には少しご意見をいただいております。中越委員さんの方からも経済性だけでなく、やはり山村経済、環境面の評価も入れるべきではないかなというご意見をいただきました。

橋本先生の方には、今のランク付けの基準がわかりにくい。今後のランク分けについては、投資額の何割が回収できるかという考え方の方が良いのではないかと、少しそういうご意見をいただきました。それから長期収支につきましては、現在の材価に置き換えて見直す必要がないかということで、前回お示しをした29億円については平成19年の若干古い数字を使っていますので、やはり置き換えた現在の価格ですべきではないかというようなご意見をいただきました。

それから次は、資料3を見ていただきたいのですが、実際に修正をさせていただいたところをご説明をさせていただきたいと思います。

まず5ページをお願いします。5ページの中ほどでございますが、県の派遣職員が原則3年以内ということでしたが、これは事務局の方から橋本委員と森永委員の方に違った情報を流していたものでして、原則3年以内なんですけど、最長5年という規定



があるということで、事務局の情報提供ミスということで、原則3年以内なんだけれども最長5年までということ修正をさせていただきました。

それから、同じく5ページの、その下の「窮境の原因」のところでございますが、先ほど言いましたように、これは武田委員さんのご意見を参考にさせていただいたんですけども、少し収支が赤字とか、いわゆる報告書の中に問題点の困難性、強弱を付けた方がいいんじゃないかなということございましたので、そこもオーソライズをするために少し大きな話で総括的な話を入れた方がいいのかなということ、読ませていただきますと、

「国は拡大造林政策を推進するために、山林奥地等の僻地を対象とした公社の分収造林が円滑に進められる制度として、分収造林特別措置法を制定・施行している。また、公社の分収造林を推進するための資金円滑化としては、財政投融资資金を原資とする農林漁業金融公庫から県の損失補償を伴う制度融資を創設し、実質的には、この制度融資からの資金調達と造林補助金で全ての事業費が賄えるシステムを構築している。

このように、公社は実質的には自己資金を必要とすることなしに、補助金と借入金で事業を実施し、収益を得られる契約満了による主伐までは、県の全面的な支援によって経営するという民間では考えられないビジネスモデルでの運営を可能にしている。」  
ということを付け加えた方がいいのではないかなと思います。

おっしゃるのは収支構造が赤字なんですけど、基本的には国では公社の分収造林といいますが、最後の契約満了、伐った時に初めて収入があるということでございますので、少しほかのところとは、関連がないということなので、国のビジネスモデルというか、公社のビジネスモデルをここで明記をしてははっきりした方がいいのではないかなということで、少し付け加えをさせていただきました。

それから、少しとびまして、9ページでございます。

ここも先ほどと同じように県からの派遣出向が3年以内ということになっていましたが、5年ということもございますということで、事実の提供間違いがございましたので、修正をしていただければなというふうに思っております。

次に10ページでございますが、中越委員さんからいただきました2.3.2.の「競争なき発注」というところでございまして、この中で委員さんの方からは競争入札等々、いわゆる競争なき発注ではないんだよというような指摘がございました。これについて少し整理をさせていただきました。

基本的には平成20年に林野庁の指導もありまして、競争原理を、競争をし始めているということでございます。ただ、全てが競争原理をしているというところまでいっていないということが事実ありますが、一部そういう競争原理を導入しているということで、全く競争原理を導入しないということではないので、誤解が、申しわけないですけど少し「競争原理を導入しつつある」というような表現で代えさせていただきます。

読ませていただきますと、2.3.2.の1段目の端の方からですが、「外注先はエリアが特定されている森林組合に限定されていたが、平成20年の林野庁指導もあり競争原理を

導入し始めているものの、競争なき発注の常態化を解消するまでには至っていないのが現状である。」ということで、競争原理を導入しつつ、まだ競争原理が完全にはいっていないという趣旨に代えさせていただけたらどうでしょうかというふうなことです。

それから11ページでございますが、このところにつきましては、武田委員さんの方から収支が赤字で、ということで書いていただいていたんですけど、基本的には、現時点で需要事業にかかる収入がほぼ発生していない段階の中で、少し違和感があるというご意見をいただきました。

他のところも同じようなご指摘をいただいております、少し言葉を足していただければなということで、先ほど言いましたように、基本的には分収林事業というのは主伐をしなければ収入がございませんので、もともと投資をしつつ最終的に回収するという事業でございますので、収支が赤字ということになると、当然収入がなかったということの事業なんで、長期収支がこの間お示しをしたように29億円の赤字を計上ということで公表しますので、長期収支見込みが赤字だ、ということで「長期収支見込み」という言葉を入れさせていただきました。

やはり「その抜本的な改善策が具体的かつ効果的に行われてない場合には」ということで、少し文言の整理というか、説明を詳しくさせていただければ、事実に合うのかなということ、付け加えております。

次に13ページでございますが、ここも同じように武田委員さんの方から赤字企業だということに少し違和感があるというふうなご指摘でございますので、先ほどの趣旨と同じように「長期収支の赤字」という言い方、少し形容詞を付け加えさせていただくと、現実的に近くなるのではないかなと思っております。

それから同じく2. 6. 1の管理者不足ということでございますが、ここについては下の方の2行の部分「慢性的な赤字体質」ということを書いていただいていたんですけども、くどいんですけども、繰り返しご説明させていただきますと、基本的には最後の主伐までは収入がないということなので、それまではずっと赤字が続きますんで、当然慢性的にというか、常時赤字が続くということなんで、少しこのところを言葉を足していただいて、「厳しい経営環境にあり、長期収支も赤字が見込まれる赤字体質の企業には」ということで、慢性的なというよりも、少し説明を加えさせていただくと、少し現実的に近いのではないかなというふうな意見でございます。

それから次が14ページでございますが、ここも同じように核となる収益事業がないということでございますので、ここも前の方に形容詞というか少し説明を入れさせていただいて、「公社は、每期収益が得られるなどの核となる収益事業がなく」、くどいんですけど、每期、每期収入が、今やっと収入間伐等々で収入が得られる時期になった。今まではそういう収入が得られなかったという状況で、核はないということだと思いますので少し説明を加えさせていただきました。

それから、「主な収益が得られる時期は、契約満了による主伐による木材販売に依存す

るといふ経営体質であり、その時期までは慢性的な歳出超過である」ということで、先ほども繰り返して説明させていただいてますが、主伐がない限り、木材を伐って売らない限りは、収入がございません、ということを示し説明させていただいた方が正確になるのかなと思つて、訂正のご意見をさせていただきました。

それから次は15ページでございますが、窮境原因についての総括という形で、1つ項目を付けていただくと分かるのかなと。先ほどもご説明をさせていただいたように、武田先生の方が、少し強弱をつけるというか、どこが原因なのかというのを知つての方がいいんじゃないかというご意見がございましたので、少し読ませていただいた後、整理をさせていただいたところがございます。

読ませていただきますと、

「窮境原因については、上記で色々の角度から分析をしてきたが、最も大きな原因は木材価格の低迷であると思われる。

これは、公社や高知県だけに起因する問題ではなく、一公社では解決が困難な問題である。

次に挙げられる原因は、自己資金がなく借入金に依存した経営であると思われる。これも、国のビジネスモデルに沿った経営体制を整えたことによる問題であり、公社や高知県だけに当てはまる問題ではない。

その次に挙げられる原因は、全国の林業公社で行われている特異な貸借対照表の森林資産の計上方法及び評価方法を用いた会計処理にあると思われる。

この会計処理は、分収林事業に要した管理費を含めた全ての事業費を資産計上して、また減損会計による評価の見直しを行わないことにより、森林資産と長期固定負債が貸借対照表上ほぼ同額となり、収支不均衡という公社経営問題を潜在化させていたことであると思われる。

そのような資産計上をする会計処理により、結果として、木材価格の低迷を認識し、収支均衡が危ぶまれている時期において、適切かつ具体的な対応とともに、時期に応じた中長期の経営方針を策定できなかったために、経営改善が十分に行われなかったと思われる。

その次の原因としては、経営を執行している理事会の活性化が十分でなかったことであると思われる。

これは、理事会を代表し、経営執行の最高責任者である理事長が短期的に交代をしてきた事実と、理事長以外にも非常勤理事で構成していたことも、主要な原因ではないかと考えられる。」

ということで、今まで書いてきたことについて、少し優劣を付ければこういう形になるのかなということ、少し列記をまとめていくと、原因の重さというか、強弱が付くのではないかなというふうに思っております。

以上で一応先ほども申しましたように、橋本先生と森永先生にご了解をいただいて、県の修正案としてご提示をさせていただいたので、ご検討いただければなと思っております。

よろしくお願ひします。

(根小田委員長)

はい、ありがとうございました。前回の報告書素案の現状認識の部分ですけども、そこについて各委員から出てましたいろんな意見を入れて、県の方で修正していただきました。特に何か今の説明に関して、ご質問等ございましたら、どうぞ。

(武田委員)

行き違いかもしれないですけど、私が送ったメールが4ページ全く無視されております。何か理由があるのですか。

(事務局)

4ページ?資料4ですか。

(武田委員)

いや、4ページ。メール見ていただいたら分かりますけど、4ページ添付で送ったのですが、それが全然反映されてないんです。

なぜそんなことを言うかという、ここで私いちいちしゃべってもかまわないですけど、個人の委員さんに頼まれて作られてますので、難しいです。例えば県が作ったものに対して私がしゃべるのは結構しやすいんですけど、個人の委員さんが作られたものにしゃべるのは難しいので、メールで送ったんですけども。心理的にそういうのが起きるのがいやなものですから、もちろん皆さん大人のかただから、そんなことはないと思うんだけど、ただ、4ページにわたってかなり細かく書いて、例えば簡単に一例を言いますと、私の感じでは、事業デューデリジェンスはやられているけど、法務デューデリジェンスはやってないんです。

法律に関するデューデリジェンスはやってないです。取り巻く法律関係はやっぱり一定きちんと専門家に整理してもらわなきゃいけないという思いがありますので、そういうものは行わないものですか、という言い方で入れてあります。

あと、これは個人のセンスの問題なんで何とも言いにくいんですが、6ページ目、今送っていただいたページの6ページ目。今からどうしようもないんですが、例えば言おうとすると、スギというのは公社の15%なんです。スギ材をここに掲げて、例示するのは公文書としては若干弱いんじゃないか。85%を占めるヒノキにしなかった理由が私はちょっと分からないんで、どうしてでしょうね、というような質問とか。

それから、18ページは収支計算書が載ってますが、収支予算書じゃないですよ。予算という項だての中で、収支計算書が載っているんです、実は。しかもこの時は平成22年度の予算が出来てる現状なんです。これは何か特にこの20年度の収支計算書を使う意味があ

るのかなとか。

そういうことで、ちょっと4ページぐらい、送ったものが全然反映してないので、どうしたのかなという。

(事務局)

すみません、申しわけなかったんですけども、ひょっとしたら添付を事務局の方でチェックミスというか、申しわけない、今お聞きしたところについて少し反映をしてないというか、私どもの方で、いただいた中をチェックしてなかったもので、このところについてせっかく委員さんの方でご意見をいただきましたので、もう一度次回に修正案というか、整理をさせていただいて、さっきおっしゃっていただいたところを加えて、もう一度来月、次回の会の時に再確認をさせていただいて、武田委員さんの趣旨のやつが入るかどうか別にして、反映してないということですので、またうちの方も見てなかったもので、反映したやつを案として、森永先生と橋本先生と協議をさせていただいて、次回に武田委員さんの意見をもうちょっと加えていただいて、せっかく4枚作っていただいたこれを加味したやつを少し修正版を出させていただくということで、了解をいただければなと思っております。

武田先生には大変申しわけなかったです。そのところをご理解いただけるのであれば、次回までに修正をさせていただくようにしたいと思います。申しわけございませんでした。

(根小田委員長)

それでいいと思いますけども、ちょっと武田委員、最初に申された法律の関係ですが、そのところがちょっと良く分からないですが、どういうことかちょっと教えてください。

(武田委員)

はい。今回の場合だと、例えば、いわゆる公的な契約じゃなくて、私的な契約が基礎になってますよね。そうすると、例えば、そんなこと当たり前と言われるかもしれませんが、現在の森林資源の所有権は誰にあるのかとか。

それとざっともう一回私がまとめたのが、ここに5ページぐらいあるんですけど、それから契約を放棄した場合の問題点、両者にあると思うんですけども、そういうものとか。

例えば50年から80年に延ばしますけど、その間の30年の間にきちんとした森林整備が行われなかった場合、責任が発生するのかとか、満了後不採算を理由に伐採できなかった場合の地主に対する責任、例えばの話、木を残したままにしたら責任が起きますし、そうかといって赤字で伐るというのは、これは逆に言うと、赤字で切った方が今度は逆に県民に対する責任が生じますということで、どういうふうに法律的に仕舞いを付けたらいいのか。

あと、契約満了後に不採算を理由に伐採できなかった場合、地主に立ち木をいわゆる譲

与した場合、それは問題ないのかとか。

そのほかにもいろいろあるんですけども、その辺のものについて法律的な側面からも検討というか、チェック、専門的な立場から見ていただいた方がいいのではないかという思いがあったものですから、それが一つ。

それからあとほかに、例えば、今そちらに回したものに書いてありますが、財務的な面は、財務事由デューデリジェンスとして、ちょっと項を分けた方がメリハリが、いわゆる財務分析は財務分析でやる方が、その財務分析の中に長期収支の見通しなんかつくるのが本当はいいのかなど。報告書のたてりですけども。そんなことです。

(根小田委員長)

はい。法律問題のところは分かりました。その辺は具体的に今後公社の改革をどうするかという時に具体的に問題になってきますね。そこところは、それこそ法律の専門家にやっていただかなければならないことになりますね。

(金子委員)

よろしいですか。今いろいろご指摘いただいた点はなかなか難しい問題もあって、今すぐ答えられるというか、ある程度判断がつくような問題もあれば、非常に新しい問題というか、今まさに起こりつつある問題というところで、今判断できないというか、問題もあるわけで、そこは慎重な検討が必要な部分かなと思いますので、そこは問題を出していただいて、現時点でこういう判断ができるのじゃないかというところはお示しというか、私の考えを述べさせていただきたいと思います。弁護士としての意見です。

(事務局)

事務局の方で、武田先生のをちょっと整理をさせていただいて、法律的には金子先生にご相談をして見解をいただくとかということで、少し整理をさせていただいて、申しわけないですけども、次回までにちょっとご容赦をいただけたらなと。申しわけございません。

(根小田委員長)

分かりました。今日の事務局から先ほど説明していただいた修正部分のところについて何かご質問、ご意見ありましたら。

(橋本委員)

長期収支の試算について、提案をさせていただきます。

前回の部分、長期収支を事務局に出していただくということで、今回出していただけないんですが、事務局に言われてるのが、木材価格をいつの時点のを取ったらいいのかというお話がありまして、前回平成19年度試算をした時は、直近の1月から3月までの木

材価格で計算されていたので、前回と比較するという観点からすると、今回も平成22年の1月、2月、3月の平均を取ったらいという考えもありますし、もうちょっと長期の価格を取った方がいいんじゃないかということもありまして、委員の皆さまの意見を伺いたいところなんですけど、とは言っても、なかなか実際に計算した資料がないところで、イメージもわきづらいのかなと思ひまして、次回の委員会までに直近3ヵ月を取ったものと、長くて5年取ったもの、その間の1年とか3年といった価格といったものを一度試算していただいたら、イメージとして持てるのかなと思ひます。ということでお願いしたいのですけども。

(根小田委員長)

今4通りのやつを計算してください、ということですか。

(橋本委員)

ええ。

(事務局)

はい、まあ分かりました、というか、短期のやつについてはすぐに価格が出てくる。5年になると毎月2回ぐらい市場が開いてますんで、回数が多いもので、間に合うかどうかは別にして、さっきおっしゃっていただいたように、前回も同じように1月から3月の3ヵ月の問題と、例えば1年ぐらいと3年ぐらいと5年ということなんで、ちょっと5年については膨大な資料になりますので、ちょっと時間が、万が一足りない場合については、ちょっとご容赦いただきたいんですけども、先ほども言いましたように、さっき言った4つの案で出すように努力をさせていただきますんで、少し5年だけはちょっと整理、資料があるかどうかを含めて整理をしなければなりませんので、努力はしますけども、万が一資料が届かない等があったときにはご了解をいただきたいと思ひます。

さっきの4つのパターンで出すように作業を進めたいと思ひますんで、それでよろしいでしょうか。それでご理解いただけるのであれば、次回の時には出させていただきます。

(根小田委員長)

それで計算をしてやっていただいてかまいません。ど素人があれなんですけど、木材価格の下落傾向というか、これについて何か今後のトレンドとしてどんなことが考えられるか、ちょっと専門家に聞かないかな。

(大野森づくり推進課長)

全体的にはいわゆる、よく言われるブラジルだとか、インドだとかロシアだとかという所が経済成長していくグループとして、第2のグループとして言われてますので、そうい

う所は現在産業用のペーパーという、段ボールですとかそういう需要に追われています。それがもう一段落つくと、今度は家庭用のペーパー、ティッシュペーパーだとかそういうものも含めて、木材を原料としたペーパー需要というのがかなり大きく伸びてくるだろう。そうすると、世界中の木材需要というのは一時ひっ迫する傾向にいくだろう、というふうに考えられていますので、資源がある方が有利で、木材価格は全般的に日本においては、上がる傾向にあるのではないかなというのが一定の予想です。

それともう一つ大きな要因は、為替レートがどういうふうに変動するかということです。円が今非常に高い水準ですので、ヨーロッパや北米あたりから入って来る丸太が比較的安く入って来てますので、それにバランスを取る形で国内の丸太というのは安い水準に置かれています。それが日本の経済状態で今の円レートが適切なのかどうかとか、先ほど言いましたグループなんかが今後どうなるのか、とかいったことで、為替レートが変わってくると、直ちに木材価格におそらく影響が出てくるだろう。

というふうないくつかの要因から考えると、今のあたりが大体底値ではないかというのが今の木材業界の見方ということです。ただ、超長期になると、どういうことが起こるか分かりませんので、そこはもう何とも言えません。

(武田委員)

よろしいですか。

(根小田委員長)

はい、どうぞ。

(武田委員)

予測する場合、私も予測したことがあるのですが、実を言うと因子はできるだけ分けた方がいいというのが、私の主張でして、そうすると木材価格が変動する因子ということと、試算に使う木材価格自体を別にすべきだと。

例えば、今日自体の木材価格でも私はかまわないと思っています。ただ、それで一例を出しておいて、その木材価格がどういうふうに変動する可能性があるかというデータを別に出すことで、先ほど言われたトレンドですけども、例えば1ヵ月前に1万円だったものが、8千円に下がっているのに1万2千円いくかなという、そういう我々の非常にファジーな頭で考える方がかえってよくて、単価自体を4種類、5種類出しては、それはいわゆる試算の問題と、単価の動向の問題を同時に同じ中でやろうとしますから、かえって誤解を招く結果が出ると思います。

だから単価は1つでかまわなくて、その単価がどういうふう流れていくかというトレンドを、逆に言うと、例えばこの間のこれにも書いてありましたけども、5年に1回の見直しでもいいけれども、少なくとも毎年、ないしは月報ぐらいで単価がどう動いてるという



のを当然管理している人は捉まえなければいけないし、その中で意思決定を修正していくのであって、いくつもの単価をつくったからいい予測ができるかということ、そうではない、というのが今の私のこういうことをやった経験としては、そういうふうなことを思います。

(根小田委員長)

ほかは何か。別にそれならあれですか、できる。

(事務局)

先ほどの橋本先生の話ですけど、整理をして出していきたいと思います。

(根小田委員長)

次回にそしたら、提出していただくということで。

(事務局)

はい。

(根小田委員長)

それでは、本題の方に移りますが、今後の改善点の特定について聞いていきますが、「改革プラン」の策定をお願いしております、森永委員、橋本委員にまとめていただきました「公社の改革案」の説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

(森永委員)

今ご紹介いただきましたように、今日は資料の2ですけども、フェーズ1から5までありますが、前はフェーズ1ということで、問題の認識にとどめました。今回はフェーズ2までに入ります。「改善点の特定」ということなんですが、具体的には、お手元の資料の22ページを開けていただけますでしょうか。22ページです。表題が9番ということで、「森林整備公社改革案」と名を打っております。

いくつかのパターンに分けて、それぞれのメリット・デメリットを掲載させていただきました。

まず、9.1ですけども、「現状維持」をした場合のどこなんですけども、これは皆さんお分かりのように、方策をしたところという、何もしないということなんですけど、メリットはないということです。

デメリットは赤字が継続していく。また赤字ということになりますと、ご意見はあると思いますが、それで具体的には収支改善の見込みは少なく、支出超過の状況が継続する。不足資金は当然県からの補助金あるいは貸付金等、名目はどうであれ、補てんが行われる、賄われるということです。そういうことになりますと、いずれは県民等の利害関係

者の理解が得られないと思われます。3番目に多額の借入金ありますので、これの償還はほとんど無理なので、切り離しをした上でやっていくということがどうしても必要になってきます。

9. 2が「共同経営」です。県と民間企業が現在の公社の事業につきまして、共同経営を行うということです。

メリットにつきましては、民間経営の導入ということで、民間経営の手法が導入されて、場合によれば経営内容が改善される期待が持てるということです。具体的には経営判断のスピード化、効率的な運営が導入されると思われます。

デメリットといたしましては、1番目に権利関係の複雑化ということで、今締結しております山林所有者との権利関係が複雑化するということです。

それから2番目が、現状の給与水準・待遇の調整が必要となると思われます。

3番目が、伐採によります利益配分の調整が必要となるということで、この点では現在よりも収益が悪化する可能性もあると思われます。

それから2番目といたしまして、デメリットは責任の所在が不明確となるということです。誰の責任なのかということで、経営責任の所在が不明確と。

借入金につきましては、同じように既債務というのは切り離しをする必要があります。但し、今後資金不足となった場合に、従来のように県からの補助金とか賛助金とかいう資金が、出すことが可能かどうか、これは不明であると思われます。

4番目に、安易な経営となるということで、県がバックにあるということで、経営自体が安易な方向に走る可能性があります。当然、業者選定にあたりましては、相当な注意が必要となります。但し、選定を誤れば、現状維持の方がベターだったということになる可能性があります。

それから9. 3は公社ですね。存続した上で、「改革実施の上、存続」するということです。

メリットといたしましては、収支改善が期待できるということです。但し、伐採までの期間が相当あり、収益改善効果は限定されると思われます。

デメリットといたしましては、現状の改善をする必要があるということで、各種方策を実施し、経営に対する監視を強化する必要があると思われます。1つが「人件費の見直し」ということで、収支状況に見合った人件費をプランニングする必要があると思われます。具体的には、以下4つの項目は是非やらんといかんと思われます。

まず、給与規程見直しの実施ということです。公務員さんに準ずる給与体系は見直す必要があると思われます。

②番目が退職金規程見直しの実施ですね。現状では退職金の支払いが不可能であります。これをどこから持ってこんといかんということになりますけど、借入金等で支出することは、県民の理解は得られないと思われます。退職が迫ってますんで、早急に見直す必要があります。結果、支給額のダウンは免れないと思われます。この点は、現行の職員さん

のデメリットがあります。

③番目、人員構成の見直しということで、具体的には適正人員配置を行うということです。

④番目は、上記①に関係しますが、公務員派遣を廃止する必要があると思われます。

それから、大きな科目で2番目ですけど「ガバナンス強化」ということです。経営内容をオープンにしまして、事業内容の進捗状況を明らかにすることが必要になります。具体的には以下の方策を実施する必要があります。3つ挙げました。

①番目が、理事長の見直しです。すみません、理事長の「理」が抜かっていました。理事長は公務員さんでありまして、規定上原則3年、最長でも5年という任期に縛られております。これでは効果的な改革はできないので、理事長を見直すということが必要になっています。具体的には、理事長は外部から招聘する必要があると思います。長期的な視点で経営改善を推進できるかたを据える必要があると思われます。

②番目が、モニタリング経営を実施するというので、計画と実績値との推移につきまして、毎月経営状態をチェックする必要があります。これには県の強力なバックアップと専門家が必要となります。

③番目に、経営の透明化を行うということですね。各事業ごとの収支状況があまりよく分からない現状があります。それが見える化を実施する必要があります。これも毎月モニタリングが必要となります。

それから3番目は「山林所有者との折衝」なんですけども、契約を見直す必要があると思われます。

①番目が、契約を存続する場合がありますが、現状の契約を存続することは、不良資産を内包したまま事業を継続することであり、事業改善効果は薄いということです。

②番目が、契約一部存続ということで、採算林に限定し、残りの契約は終了させると。リターンのないものに金をかける必要がないので、収益は改善されると。

③番目が、分収林割合の見直しということで、公社設立当初から、先ほどもお話にもありましたように環境は著しく変化しておりますので、6対4という分収林割合を少しでも公社に有利となるように変更し、収益の改善をできれば図る必要があると思います。

④番目は、同じようなことですが借入金の切り離しということで、既債務は切り離して、県が償還を行っていく必要があると思います。

9. 4が「民間委託」ということで、公社の事業につきまして、民間へ委託していくということです。

メリットは人員減少ということがあると思います。事業は民間へ移るため、現状の従業員は不要となると。

デメリットとしましては、以下を挙げました。

管理体制、民間事業に対する管理体制をどうするのかと。設置する必要があります。

それから人員対策ですけども、1つが、雇用打ち切りとなりますので、退職金あるいは

退職慰労金の支給が必要になると。2番目が、公務員さんは現場復帰となるということです。

ただ契約面につきましては、山林所有者の契約をどのようにするかが課題となっておりますね。1番目は全部契約とするのか、2番目は個別契約とするのか。個別契約とした場合、不採算林が残る可能性が大であり、この場合は公社が残りの山林につき、継続事業を行うこととなっております。

投下資金の回収ですが、投下資金の回収額が、契約を締結する必要がありますが、委託先が倒産、精算した場合、その回収は困難となるというようリスクがあります。

それから委託先の選定ですけれども、存続可能性のある業者を選定する必要があります。借入金につきましては、同じようなこととございます。

25 ページ 9. 5 は、「民間譲渡」ということで、公社の事業につきまして民間へ譲渡すると。

メリットといたしましては、経営することはいらなくなりますので、事業は民間へ移るため、公社の経営は不要となります。

デメリットといたしましては、以降3点です。

契約です。山林所有者との契約をどのようにするかということで、全部契約とするのか、個別契約とするのかということですね。個別契約とした場合、不採算林が残る可能性が大であると。これは先ほど申しましたとおりです。以下同じことなんですけど、この場合は公社が残りの山林につきまして、継続事業を行うということです。

それから譲渡価格の設定ですけれども、できましたら、希望的な観測ですけれども、現在までに投下した資金を回収できるだけ譲渡価格を設定したいが、金額的には無理かと思いました。

借入金につきましては、当然切り離しをするべきであります。

それから 9. 6 が、「森林整備公社廃止」ということですね。

メリットといたしましては、経営不要ということで、事業は民間へ移るため公社の経営は不要となると。もう1つが損切りということで、損失が確定いたしますので、将来にわたって債務を引きずる必要がないと。

デメリットといたしましては、各種手続きが必要になります。人員整理ということで、派遣中の公務員さんは現場復帰となります。プロパー職員につきましては、退職となり退職金あるいは退職慰労金の支給が必要となります。

2番目が借入金の精算ですね。これは県が償還を行っていく必要があると思います。

3番目が資産・負債の整理。

4番目が山林所有者との契約解除。

5番目が投下資金の回収が不能となると。皆伐までの期間がないので、投下資金は回収不能となるということです。

最後に 26 ページ 9. 7 ですけど、「公社を廃止して県営林とする」と。全面的に公社の

事業を廃止することは、荒廃地が増加し、環境保護の面から問題があります。そこで、採算の取れない山林だけを県が買い取り、「県営林」として、間伐等の作業は外注し育林をしていくという方法です。

メリットといたしましては、環境保護ということですね、環境が持続すると。それから費用をカットできると。1つが、常駐する人件費や経費がかからないため支出を押さえることができる。それから業務は、県庁職員さまが庁舎内で行うと。

デメリットといたしましては、資金負担が必要になります。山林取得費の一時的資金負担の発生。それから、契約手続きが発生するというので、山林所有者との契約ですね。契約解除ということと、不動産譲渡契約の締結ということが必要になってこようかと思えます。

以上でございます。

(根小田委員長)

はい、今の説明に対して、ご質問等ございましたら。いかがでしょう。

前に事務局の方で何かありましたよね、あれとはかなり違ったものなんでしょう。

(事務局)

書きは同じで、少し詳しく書いていただいているんだと。

(根小田委員長)

特にご質問がないようでしたら。

現実的に、何と言ったら実現性というか、具体的にやるとしたら絞られていくと思うんですけど。基本的な方向性はどのような方向か、その辺のところについてはいかがでしょうか、森永委員、特に考えていただけましたでしょうか。

(森永委員)

はい、大丈夫です。次の27ページの方から説明いたします。

今まで7つのプランをずっと検討してきたんですけども、高知県の森林整備公社さんを残すということであれば、「改革プラン」、以上のようなことをやっていく必要があると思われま。す。「改革プラン」の骨子と書いたんですけども、大きく分けてI番・II番とあります。

Iの基本方針なんですけども、1つが、森林整備公社の存続をしますと。

2番目が、森林資産の厳格査定に基づく、採算林と不採算林の区分の明確化を行う必要があります。

3番目が、有利子負債の圧縮、解消。どうしても有利子負債の存在が、事業の採算あるいは主になっておりますので、これは圧縮並びに解消する必要がどうしても必要となりま

す。

4番目が理事会の活性化ですけれども、形式的にならずに、やはり公社の件につきまして、もう少し理事会も活性化していく必要があると思います。

それから、5番目といたしましては、事業手法の見直しでございます。

6番目が、事業費・人件費の圧縮。

その他事項といたしまして、償還への困難が見込まれる債権の処理ですね。それから民間企業との連携がどこまでできるのか。それから収支構造の透明化。それから新会計基準に基づく実態の開示ですね。それから山林所有者との契約の見直し、等々が必要になってくると思います。これらすべてを解決した上で、森林整備公社が存続できると思われま

す。長期的にはこのようなことなんですけれども、Ⅱ番目といたしまして、速やかに対応できるものはやっていく必要があると思います。それで3つ挙げました。1つが、不採算林に係る有利子負債の繰上償還、2番目が運営体制の見直し、3番目が事業執行方法の見直し、ということで触れさせていただきましたが、いかがなものございましょうか。

これにつきまして、事務局さんの方で何かありましたら。

(根小田委員長)

はい。

(事務局)

森永先生、橋本先生のお二人の委員さんの方で、7つのご提案をいただいたんです。基本的にはこういうパターンが可能、選択だろうなということです。

ただ公社につきましては、ほかの県さんは県営林化か廃止をしている所がございますが、実はやはり土地所有者の問題がすごくございまして、やはり廃止をするということになると、今契約が、土地所有者と公社が契約をしておりますので、例えば県営林で引き継ぐにしても、土地所有者との契約をすべて変えないとできないとか、これに対して膨大な事務作業がいるということが一点ございます。

もし万が一、廃止ということにしますと、今の全体の債務が270億円くらいございます。そのうちの県が180億円くらいございまして、有利子負債が90億円くらいございます。もし公社を廃止するとすれば、この債務を一括償還しなければならない。いわゆる損失補償契約を結んでますんで、公社が消滅するという事については、そういう一括の償還をしなければならないということなんで、今もし公社を整理すると100億円弱の現金が、県は構えなければならないということで、今の高知県の財政事情からするとなかなかそういうのは厳しいということと、それからもし、県の債権がございまして、当然県の債権に見合う資産を代位弁済という形で、代物弁済で返していただかなくてはいけない。こういう場合については、基本的には税法上の消費税が掛かってくるということの問題もござい

岩手県と大分県が県営林化をしていますが、こういう問題をクリアするために基本的には数年かかる。準備をした上で、そういう手続きを踏んでということ、4～5年以上かかっていると。いわゆるその消費税の問題とか、土地所有者の了解を得るとか、というような作業をしています。

公社を県へ引き取ったときについては、その起債については、結局は当時債務引き受けみたいな形で認めていただいているんですけども、今のところでいうと、総務省の方は自治法上「債務引き受けについてはまかりならん」ということをございますんで、その財源は考えられないということです。

いろいろそういう問題がございますし、改善すべきところはあると思うんですけども、存続なり、そういうリストラを含めて事業展開をしていけば、公社としてはまだ役割が十分あるのかなというふうに思っておるんです。

事務局の方で議論を仕分けるわけじゃないですけども、委員長が言われたように、なかなか現実的な問題にすると少し大きな壁があるのかなということで、森永先生、橋本先生にいただいた案の中で議論を進めていただければなというふうに思います。

(根小田委員長)

はい、事務局の方の考え方もお聞きしましたが、いかがでしょう。

そうすると、この報告書素案 23 ページから 24 ページにかけての、3の「改革実施の上、存続」と、こういう考え方でやろうということになりますかね。

(事務局)

やるというか、できたら意見を聞きながら行って。

(根小田委員長)

今後、森永委員が出していただいた骨子、基本方針というのは、その線で考えていく。

(事務局)

そうですね、そういうふうに書いていただいていますんで。少し間口が広がると素案的になってくることが強くあるんで、こういう森永委員さんのご意見、橋本委員さんのご意見で議論していただくと、少し集約というか整理ができるのかなあというような気もしていますが。

(根小田委員長)

いかがですか。基本的な方向性は大体決めておかなければならないんで、「いや、もうこの際廃止だ」というような考え方のご意見も、あれば出していただいた方がいいんですけども、いかがでしょう。

もう廃止した県もありますよね。

(事務局)

廃止した県は、先ほど言ったように、公社を整理したのは岩手と大分で、最近やりましたのが神奈川県が「三セク債」という平成25年限りの制度なんですけども、起債を認めていただいて、有利子負債について起債を認めようということの制度を平成25年までやっていますんで、神奈川県の場合は公社を整理をしまして債権を引き取って、森永先生、橋本先生が書いておるように資産を圧縮して、その債務を神奈川県は放棄をしたということで、採算の合うような形で県が引き継いだということにしています。

基本的には、公社を潰してしまって土地所有者にお返しするというのも、さっき武田委員さんが言われたように、法的に可能なかどうかというのも問題はあるかと思えます。なかなかそこまでは、一足飛びには行けないところがあるのかなと思えます。

(根小田委員長)

ただこれは、例えば採算林と不採算林に分けて、採算林については切り離すとか何とかせえと言うと、そうすると、それもまた法律上の問題が出てきますね。

(事務局)

そこはこういうパターンを作っていただいていますので、例えば県が引きとるのか、例えばそういう採算林を民がやるのか、いろいろ民間等々がやっていくのかというのはこの7つのパターンの中で、少し組み合わせの中で、これ一つということにはなかなか難しいのかなというふうに思っています。

なかなかそのところが、我々の知恵がないんで。結局は県の方が今270億円の負債を抱えていますんで、これ以上税金を投入しないということで、今のところ、この審議中は県民に対しては説明をしますんで。基本的には270億円以上の負債というか、県費を出すというのはなかなか厳しいのかなというふうには思っているんです。

(根小田委員長)

これ以上の出血を出さないで。

(事務局)

そうですね、これ以上なかなか、270億円というか270億円すべてではないんですけども、100億円は有利子負債で公社の方は返していただくようになっているんですけども、もし公社が返さなければ損失補償をしていますんで、最終的には県の債務になってしまいますんで、基本的には最大もう270億円は負担をしなければならぬんで、これを増やすというのはなかなか県民のご理解をいただけないんじゃないかなというふうには思っている



ます。

反対に、出せというご意見もあるかも知れませんが。

(根小田委員長)

そのためにはどうしたらいいかということですよ。

(事務局)

そうですね、県民負担の立場からと、それとやっぱり土地所有者との契約の問題もございまして、そちらの両面で見えていただけたらなあと。

(根小田委員長)

いかがですか、こういう方向でいくということで、基本的には改革をやって存続だというふうなんですけど、そういう線で具体的ないろんな手段を考えていくようなことでよろしいですかね。もしそうじゃないご意見があれば。

(中越委員)

ぜひ23ページの9の3ですかね、公社存続して、その経営改革をやっていくという方向で、それを骨格にして検討をしていただきたいというように思います。

(根小田委員長)

ほか、特にご意見ございませんか。

はい、どうぞ。

(武田委員)

公社が存続した場合、三セク債は使えるんですか。

(事務局)

基本的には再生でもOKということなんですけど、今まで林業公社で神奈川県1例でございまして、基本的には再生もOK、制度上はOKとなっています。

(武田委員)

この場合も使えるんですか。

(事務局)

もし、不良債権だけを整理するというのも可能。解散するだけが三セク債の条件でないんで、再生もOKです。

(武田委員)

どのような枠組みを作ったら利用できますか。

(事務局)

そのところは、三セク債ができてまだ新しく、今、実質的にはもう今年から始まっていますので、総務省さんの方も三セク債に限っては、まだこういう、制度上の考え方はあるんですけども、提案をしていけばそこで議論はしていただけるようになってますんで、もしそういう制度を使うということであれば、割かし柔軟に対応していけるんじゃないかなと思ってます。

(根小田委員長)

その他いかがでしょう。特にございませんですか。

基本的な方向性として、27 ページに出していただきました骨子、これを基に具体的な今後の改革策を検討していくという方向性でよろしいですか。

そういう方向性でよろしければ、次回以降、具体的な議論に入っていけばと思うんですけども。森永委員、橋本委員、ご苦勞をおかけしますが、次回に向けて具体的な解決手段の選択等、また検討提案をしていただけるかと思うんですが、よろしく願いいたします。

そういう方向でよろしいですか。

先ほど、最初に武田委員から出された法律問題の方も、これも検討課題を整理していただいた方がいいですね。

(事務局)

すいません、私の方に見落としていたようで、大変なご迷惑、申し訳ございません。

次回もこれちょっと整理をして、また法律の専門の方では金子さんにご相談させていただいて。東京の弁護士の、特別委員の橋本弁護士もおられるので、相談させていただきたい。

(根小田委員長)

はい、そんなことで次回までに取り組んでいただきたいと思います、その他何かございませんでしょうか。

(高村委員)

すみません、資料なんですけど、当日配布じゃなくて事前配布できませんか。

(事務局)

すみません、大変申し訳ございません。できるだけ早くお配りするようにしたいと思っています。

(高村委員)

すみません、次回は私は遅れて来るので、事前にちょっと見ておきたいんで。

(根小田委員長)

はい、そちらの方はよろしくお願ひします。

次回の日程でございますが、中間報告というのは議会向けでしたっけ。

(事務局)

議会向けというか、事務局の方で考えてますのは、県民の意見も聞かしていただければなということで、9月議会に提案をさせていただくと、やはり議員のご意見も出てきますし、そういう意味で9月に一応出した方がいいのかなということで、当初の予定の中では出させていただいています。

(根小田委員長)

そういうことで、中間報告をまとめていくようなことですので、東京の方から橋本勇特別委員にも参加していただかねばならないということになっておりますので、日程調整をさせていただきますして、8月24日、午後1時からということで。これも各位の調整は済んでるわけですね。

(事務局)

ええ、事務局の方で調整させていただいて一番出ただけ、東京の橋本弁護士が、この日でないちょっと調整がつかないということでございましたんで、それを主体に調整させていただいたと。

(根小田委員長)

はい、8月24日、午後1時から高知城ホールで次回の委員会を開催したいと思っております。事務局の方、ほかに特にございませんか。

それではそういうことにしたいと思いますのでよろしくお願ひします。本日はお疲れさまでした。ありがとうございました。